

【協議事項1】

<p>協議題</p>	<p>いじめ防止等の対策について、今日的な課題を解決する視点は何か、また、この事から、西脇市いじめ防止基本方針の見直しを図る内容は何か。</p>
<p>提案説明</p>	<p>西脇市内小中学校におけるいじめ事案に係る現状は、多岐にわたる複雑的な課題が多く、教員のみでは対応しきれない事案や課題解決まで長期間を要する事案が増加しており、児童生徒の課題としてクローズアップされているが、社会全体の課題（大人の価値観の変容等）として捉えていく必要があると考える。</p> <p>そこで、いじめ防止等の対策について審議するとともに、西脇市いじめ防止基本方針の見直しを図る必要がある。</p> <p>参考 1</p> <p>西脇市いじめ防止基本方針 【資料1】 (平成27年3月策定、平成30年3月改訂)</p> <p>第3 いじめ防止等に関する西脇市の施策</p> <p>1 推進体制</p> <p>本市では、いじめ防止等のための対策の具現化のために、附属機関として「西脇市いじめ対策審議会」を設置する。</p> <p>(1) 「西脇市いじめ対策審議会」の設置 いじめ防止対策推進法 第14条3項に規定する附属機関として、「西脇市いじめ対策審議会」を置く。</p> <p>(2) 「西脇市いじめ対策審議会」の役割 <u>「西脇市いじめ対策審議会」は、「西脇市青少年問題協議会」をもってあてることとし、西脇市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の対策について審議する。</u></p> <p>第6 いじめ防止等の検証及び見直し</p> <p>2 総合的な検証 <u>この基本方針については、概ね3年間を目途に西脇市いじめ対策審議会において総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しを行う</u></p> <p>参考 2</p> <p>生徒指導上の課題に係る対応文書（令和4年11月） 【資料2】</p>

【協議事項 2】

<p>協議題</p>	<p>「ゲーム依存の未然防止」に係る家庭での好事例とその共有について</p>
<p>提案説明</p>	<p>令和4年7月発行の「ゲーム依存の未然防止に係るリーフレット」の活用から、各中学校区単位で開催される「青少年健全育成会議」において、「家庭の役割が重要であること」について多く協議された。</p> <p>その中でも特に、リーフレット等での啓発に加え、「家庭での好事例」を市内で共有することが、より具体的な取り組みにつながるのではないかの意見が出されている。</p> <p>参考1</p> <p>【令和3年度・4年度 協議内容】</p> <p>「ゲーム依存の未然防止に係る家庭への啓発の内容について」</p> <p>(1) ゲーム依存の未然防止につなげるための児童生徒アンケートを実施することにより、インターネットの健全な活用に対する自己調整能力を育むことを目的として実施することを決定した。</p> <p>(2) 家庭への啓発については、ゲーム依存は子どもだけの課題ではないことや、学校や家庭において実体験を得る機会に価値を置くことの重要性が話された。</p> <p>(3) 本課題は全市的な課題であることから、西脇市青少年問題協議会からの発信とし、主に、家庭への啓発内容について、本協議会各委員の多様な視点の意見を集約し、保護者に対して啓発を行うこととした。</p> <p>参考2</p> <p>【令和4年度 実施内容】</p> <p>令和4年7月「ゲーム依存の未然防止に係るリーフレット」を発行</p> <p>※こども園、小学校、中学校の全家庭に配布した。</p> <p>※西脇市子ども子育て会議、市内小児科医院（医師会を含む）と共有した。</p>